

A 氏もその一員である事、すなわち市営新橋住宅の住所である「新橋町 3-×-××」は自分の会社の事務所であって、自宅は守口市のマンションだ、という事を対外的に打ち出しているの
であって、この「自宅」記載が「ミスプリント」であるはずがない。

(3) これはまた、私が 2017 年 1 月頃に新橋住宅や 3 中校区地域会議の何人かの住民から聞いた
「A さんは十年か十数年前から守口市に引っ越しているよ」、という話とも符合する。

(4) {資料 23} の 1 ページめの「2017 年 3/1 聞き取り調査」において、A 氏は「住民票は 1 度も
動かしたことがなく、選挙権も門真市ですっともらって一度も投票を欠かしたことはない」、
と断言している。

すなわち、「生活の本拠」(=住所)を門真市から守口市に移しているのに、それ届け出ず、
門真市の選挙人名簿に不正に名前を残し続けて不正に投票した、という事である。

ちなみに、{資料 21} の「門真市ホームページでみる過去の選挙一覧」を見れば、

2001 年度から 2003 年度末の間に行なわれた選挙は 6 回であり、A 氏はこの間 6 回の不正投
票をした事になる。

(5) この「遅くとも 2001 年度段階からの A 氏の行為」は、住民基本台帳法と公選法に違反し、
また「虚偽の住所」を記載させたなんらかの公文書を作らせたのであれば、刑法第 157 条
(公正証書原本不実記載等)に抵触し、守口市民として守口市に納めるべき税金を納めなかつ
た税法上の違法の疑いもある。

また、「公営住宅の居室を住居以外の目的に使用する」事において、公営住宅法や市の公営
住宅条例に違反する疑いがある。

(7) また、種々の公機関に虚偽の住民票住所に基づいた書類を作成させた可能性が高く、これは
「公正証書原本不実記載等」の刑事犯罪に該当する。

《4》 A 氏の確定的な違法行為 (2004 年度青年会議所名簿時期)

(1) {資料 1-1} にある通り、A 氏は「2004 年度門真青年会議所会員名簿」において、
肩書きについて

記念碑・石碑・石材工事・建築用大理石・御影石

A 石材商店 代表者

と書き、その下に

〒571-0048 門真市新橋町 3-×-××

TEL 06-××××× FAX 06-×××××

自宅 〒570-0045 守口市南寺方×××× (マンション名と部屋番号)

TEL 06-×××××

と、顔写真付きで自ら明記している。

(2) 「2001 年度名簿」に比べて、新たに A 石材商店の業務内容がズラリと記載され、FAX 番号も新
たに記載されていて、商売の盛況さをうかがわせるが、それは同時に「市営住宅の居室を居住以
外の目的で使用している」違法さを示すものでもある。

(3) またこの「2004 年度名簿」は 2005 年度に「守口青年会議所」との合併で「守口門真青年会議
所」が結成される事が決定している事を受けて、「門真青年会議所としては最後の名簿」として、
「永久保存版」として作成されたものである。

(4) 「2001 年度名簿」からの流れも含めて、「2002 年度名簿」でも「2003 年度名簿」でも、A 氏
の「自宅」として守口市マンションが記載されていたはずである事は疑いようがない。